

韓国の家族親族研究の

現状といくつかの課題

安 秉 坤

研究会での報告では、韓国の伝統的家族研究の研究史的紹介に多くの時間をさいて説明をした。この研究史的な紹介は別の機会により多くのスペースを使って、丁寧に説明したいと思っている。そこで、今回のこの場においては研究会の後半で説明したフィールド調査結果の内容に焦点を絞っておきたい。そしてフィールド調査の関心に関わる限りでの研究史的紹介を冒頭に簡単に述べるにとどめたい。三つの論点について考える。

まず、家という漢字は日本でも韓国でもともに使われているが、それを日本ではイエとよび韓国ではチブとよぶ。十分に予想されるように、これらの用語が類似しているという立場の研究者と異質であるという研究者が見解が分かれている。たとえば、李光奎は「わが国のチブと類似な概念として日本にはイエというものがある。韓国のチブ、日本のイエは用語事体もよく似ているが、その中に含まれている概念とそれの持っている内容もほぼ同じである」(李光奎『韓国家族の構造分析』一志社、一九七五年、三〇頁)。また崔在錫も同様の意見を述べている(崔、『改訂韓国家族の研究』一志社、一九八二、一一七頁)。それに対し金宅圭は異なる立場をとっている。「日本のイエをよく韓国のチブと完全な同一概念と把握することがあるが、これは慎重に検討しなければならない「反対である」という意味」問題である。チブを大・小家関係、イエを本・分家関係、

つまり、血縁集団の中において考察するとき、両者の差異が分かるようになる。まず、韓国の大・小家関係は日本の本・分家関係と異なり、主従関係におかれる存在ではない。「中略」韓国のチブは長子(実子あるいは子と同行列の養子)継承の原則を守るが、「中略」日本は一系血縁に接合される自主性がたいへん弱い。」(金、『氏族部落の構造分析』一潮閣、三〇五頁)。

二点目の論点は長男の地位である。韓国の研究者は韓国の子の地位は血縁だけによる「既存地位」であるが、日本の子の地位は家長の判断による「成就地位」である(李光奎、前掲書、二八四頁)という点と、日本においては兄弟間の地位の差が激しいという指摘がよくあり、それはある意味で研究史的には理解しやすい指摘であるが、金宅圭の次の指摘は注目に値する。すなわち、別居している長男は韓国においては分家と判断してはならず、「分居的直系家族」とでも表現できるほどに長子と父との家族の結び付きが強い(金、前掲書、二九九頁)という。

三点目の論点は相続についてである。これについては見解が分かれている。李光奎は「伝統的な韓国の家(チブ)の相続を祭祀権、財産権、家長権、に分けてみた場合、祭祀権の相続が最も重要なことで、長男が血縁主義に乗っ取って、祭祀権を継承することによって、財産権と家長権が継承できるようになったということである」(李、前掲書、二二九頁)と主張している。それにたいし、金宅圭は祭祀権を権利ではなく、家長権を継承するに伴う義務と判断している(金、前掲書、三〇四頁)。

以上、三つの論点をごく簡単に紹介したが、ここで見解の分かれている点に留意しながら、以下に示す地域で調査を行ったので、そ

の調査結果の一部を示しておくことにしよう。

調査票の質問内容とその調査結果を整理したものは下の表の通りであるが、これを分析検討してみると次のようなことが言えよう。

第一、韓国における伝統的家族・親族研究においてテクニカルタームとして使われている「チブ」は、日本の「イエ」と「同族（ドウゾク）」とは区別されなければならないということである。

第二、長男の地位が日本に比べて高いということである。これは、韓国における伝統的家族の血縁原理の重視を裏付けているもので、直系家族の中においての親（家長）と長男は次三男に比べてもっとも近い血縁関係にあると思われるためである。また、韓国における伝統的家族の血縁原理の重視がうかがえる。すなわち、養子を取る場合も血縁関係のある者に限っているのである。

第三、韓国における伝統的家族においては、祭祀権相続が家長権相続や財産権相続より優先するもので、祭祀権相続によって家長権が付いていくものとして見ているのである。したがって、韓国の伝統的家族における財（家）産相続が長子優等不均等相続であることは、長男が祭祀権を相続するためである。

したがって、以上のような第二と第三の分析検討を日本の場合と比べてみると、すでに日本の社会学者によってしばしば指摘されていること、すなわち、日本の伝統的家族・親族は「経営的」であるのに対して、韓国の家族・親族は「血縁的」であるということが、この調査結果でもあてはまる。

質問	何を親戚か		同族の最も大切な役割		家族とチバンの関係				結婚してはいるが別居しているか		婿養子にどう思うか		
	8寸以内	8寸以上	血縁関係	日常生活	同じ意味	家族員以外を含む	その他	家長権	祭祀権	よい	よくない	否定的	肯定的
30代 男女	3 13	7 3	8 7	2 9		9 9	1 1	1 6	9 10	3 9	7 7	5 10	5 6
40代 男女	3 3	7 3	9 6	1 9	2 1	8 5		3 2	7 4	1 3	9 3	5 1	5 5
50代 男女	10 3	19 1	25 3	4 1	8	20 4	1	12 3	16 3	12 1	17 3	14 3	15 1
60代 男女	3 4	17 3	20 5	1 2	3	17 7	1	6 4	15 3	6 4	15 3	15 5	6 2
70代 男女	1 2	6 2	7 3		1	6 4		1 1	6 3	2 3	5 1	4 3	3 1
80代 男女	1	1	2			2			2		2	2	
合計	47	69	95	21	21	91	4	38	78	44	72	67	49

韓国 慶尚南道 晋陽郡 大谷面 丹牧里（晋陽）河氏 同族村
 対象戸数：152
 回収調査票：116（76.3%）